

III. 西東京市が目指す環境の姿

1. 目標及び基本方針

基本理念や西東京市の課題を踏まえ、今後環境保全の取り組みを進めていく上で基本となる考え方と、目標とする環境の将来像を定めます。

●基本となる考え方●

- (1) 地域の環境問題の正確な認識と保全に向けた使命感の共有という原則(共有の原則)
- (2) 環境問題の発生を未然に防止するという原則(未然防止の原則)
- (3) 環境は汚染した者の責任により修復するという原則(汚染者責任の原則)
- (4) 環境保全・創出のために、あらゆる主体が貢献し協力するという原則(協力の原則)

「共有の原則」は、環境問題に対する正確な認識を持ち、個人的な価値観や目先の利益を超えて、環境問題に取り組んでいく上の使命感と実際の取り組みを共有することを意味します。

「未然防止の原則」は、環境に対する影響を未然に回避するため、事前の調査や対策を十分に行うことを意味します。

「汚染者責任の原則」は、環境汚染に対して、汚染を発生させた者が責任を持って対応していくことを意味します。

「協力の原則」は、地域の環境保全・創出に関する取り組みや役割、負担を、市、事業者、市民に個別的に押しつけることなく、全ての主体が知恵や労力、資金などを出し合って協力することを意味します。

●基本方針と将来像●

環境保全に当たっての、本市の基本的な方針と将来的に目指す望ましい環境都市の姿（将来像）を示します。

基本方針 1

良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす

将来像

- ちょっとそこまで歩きたくなる、心やすらぐ西東京市
- 美しい街並みときれいな空気の、活気あふれる西東京市

市民の移動や貨物輸送など、あらゆる場面で自動車の利用が盛んになりました。その結果、大気汚染や温室効果ガスの排出など、環境への影響が懸念されるようになりました。今後は歩行者や自転車の利用を中心としたまちづくりを進めることが急務となります。西東京市は、自動車優先社会を見直し、市民が歩きたくなる人優先の生活都市を目指します。また、美しい街並みと良好な都市環境は、市民生活にうるおいをもたらすものであることから、良質な生活環境を確保するとともに、市民が活気のある生活ができる都市を目指していきます。

基本方針 2

都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる

将来像

- 身近で豊かなみどりを、みんなで育む西東京市
- 味わい深い地元のみどりを、みんなで食べて恵みを知る西東京市
- 歴史や文化が育むいのちのみなもと、自然を大切にする西東京市

都市の緑地や水辺といった自然は、憩い・いやしの場、大気の浄化、地下水の涵養、都市気候の緩和、地域の生態系の保全など多様な機能を持っています。また、現代に引き継がれた歴史や文化も、豊かな自然に抱かれて形成されたものといえます。こうしたみどりの価値に対して、市民が共通の認識を持ち、農地、屋敷林、公園・緑地、街路樹の保全はもちろん、公共施設や住宅に至るまでみどりがあふれ、みどりを維持・保全する努力を、市、事業者、市民が一体となって実行していくなければなりません。西東京市は、全ての市民が自然の恵みを享受できる都市を目指します。

基本方針3

生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する**将来像**

- 排熱と温室効果ガスを減らし、涼しい夏の西東京市
- エネルギーを大切にし、環境にやさしいエネルギーを利用する西東京市
- ごみになるものを買わない、売らない、作らない、使った資源は再利用する西東京市

地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が顕在化しています。その多くは、市民生活や事業活動による資源・エネルギーの大量消費などにより、環境へ過大な負担をかけた結果といえます。市民生活や事業活動のスタイルを見直し、環境にやさしいエネルギー利用の実践、ごみ減量・リサイクルへの配慮、農産物を通じた地域内での循環の構築といった、省エネルギーやごみ問題などへの対応に関する取り組みを進めることによって、西東京市は、限りある資源を賢明に活用する循環型社会を目指します。

基本方針4

みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ**将来像**

- 環境の大切さを、子どもから大人まで学びあう西東京市
- 様々な人々が、環境をよくするために活動している西東京市

地域の環境は、そこで暮らす市民や事業者の活動から形成されるものです。また現在の複雑化した環境問題を抱える都市社会では、環境情報の持つ意義が大変大きなものとなります。良好な環境形成を図るためにには、充実した情報と環境教育によって、市民の環境意識が醸成され、全ての市民が地域の環境に関心を持つような取り組みを進めていく必要があります。西東京市は、市、事業者、市民が連携し、みんなが環境情報を共有し、環境学習、環境教育を充実させ、高い意識を持って環境保全の取り組みを進めていく都市を目指します。

2. 取り組みの方向

市、事業者、市民がそれぞれの立場から取り組みを進めていく上での、施策の方向を示します。

基本方針1
良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす

(1)環境汚染の防止

- ①環境汚染の監視
- ②環境汚染の防止と改善

(2)道路環境・交通マネジメント

- ①歩行者・自転車優先のまちづくり
- ②自動車交通への対応
- ③生活道路や公共交通手段の確保

(3)都市景観・都市環境の保全

- ①美しい都市景観の形成
- ②都市美化の推進

基本方針2
都市のみどりをみんなで支え、自然と共に存して生きる

(1)みどりの保全・育成

- ①東大農場のみどりの保全の検討
- ②農地の保全
- ③樹林地の保全
- ④公園・空き地等の活用
- ⑤みどりのネットワークの創出

(2)水辺環境の保全

- ①身近な水辺の創出
- ②水循環の確保

(3)自然とのふれあいの確保

- ①自然とのふれあいの確保

(4)歴史的・文化的環境資源の確保

- ①歴史的・文化的環境資源の確保

